平成２５年（フ）第２２７号
千葉県白井市桜台２丁目３番４棟104号、商業登記簿上の本店所在地千葉県印西市草深2537番地の７
破産者　有限会社京葉電建
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２８号
千葉県白井市桜台２丁目３番４棟104号
破産者　渡邉　健悟
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４４号
茨城県常陸太田市高柿町1598番地の３
破産者　株式会社エー・ワイコーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９０号
千葉県四街道市和良比313番地89
破産者　坂野　春樹
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１３号
千葉県印西市大森1728番地　みどり荘
破産者　北山　靖光
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８１７７号
東京都練馬区石神井町６丁目８―12
破産者　前田　裕貴
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９号
静岡市駿河区池田365―３　コーポ池田205号室、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区高松１丁目18番21号
破産者　有限会社オフィスジーティーオー
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１９号
静岡市駿河区西脇437番地の１
破産者　有限会社クボタ
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８９号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字南蚊谷25番地５
破産者　有限会社はいはいコーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７４９号
名古屋市天白区塩釜口１丁目657番地の２
破産者　有限会社エムエスアイ研究所
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７８２号
名古屋市中区千代田１丁目11番38号
破産者　有限会社赤津設計
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１５号
北海道旭川市大雪通９丁目512番地37
破産者　大谷建設株式会社
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７８号
横浜市都筑区川和町1543番地５
破産者　有限会社七五三木木工所
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６１号
横浜市港南区日野７丁目15番11号
破産者　有限会社三重工芸
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５号
金沢市神田１丁目４番16号
破産者　株式会社レベルファイブコーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３９号
金沢市弥生２丁目３番６号、従前の本店所在地金沢市弥生２丁目４番15号
破産者　坂尻商事株式会社
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４９４号
静岡県浜松市中区千歳町83番地
破産者　株式会社粋族館
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
岡山市中区高屋464番地２
破産者　河本　靖子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９９０号
横浜市栄区野七里１丁目２番13―1354号
破産者　前野　正次
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７６号
神奈川県高座郡寒川町倉見2365番地　ビーバレー101号
破産者　佐土原茂幸
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０２号
川崎市中原区上平間1402番地56　加藤方
破産者　中谷　義視
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
富山市長江３丁目６番８―101号　ミナミコーポ、前住所富山県中新川郡立山町利田227番地の２
破産者　レストラン曽我こと　阿閉　慎二
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部